

平成 17 年 11 月 16 日

各 位

株式会社 イズミ

**マグロの加工品の不適正表示に関するお詫びとご報告**

平素は弊社をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、ゆめタウン南岩国ほかイズミ 12 店舗（鮮魚直営店）において販売いたしました商品について、農林水産省より不適正な表示に対する指導を受け、皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

弊社はこの事態を厳粛に受け止め、今後はこの様なことのないよう、一層の適正表示の徹底に努める所存でございます。

## 記

## 【対象商品】

刺身用まぐろ すき身（解凍）

平成 14 年 12 月～平成 17 年 6 月 23 日販売

## 【指導事項】

1. 魚種を特定しない「鮪」として仕入れたにもかかわらず「ばちまぐろ、きはだまぐろ」と表示していたこと
2. 「植物油」と表示すべきものに「まぐろ精製油」と表示していたこと
3. 「酸化防止剤（V.C、V.E）」と表示すべきものに「酸化防止剤（V.E）」と表示していたこと
4. 原材料に使用していない「乳糖」及び「調味料（アミノ酸）」を原材料として表示していたこと

## 【今後の対応】

1. 全イズミ事業所（鮮魚直営店 / 74 店舗）の該当商品表示チェックの実施  
(2005 年 11 月 17 日完了予定)
2. 食品表示に係る管理体制の見直しと強化  
(2005 年 11 月 30 日完了予定)
3. 従業員への適正な品質表示に関する教育体制の強化  
(2005 年 11 月 25 日完了予定)
4. 再発防止の徹底

以上